

Ⅱ 取組結果

第3次行動計画は、平成23（2011）年度から平成25（2013）年度までの3年間の実施計画として、4つの施策の方向と20の推進施策、80の具体的な取組を位置づけ、全局において323の事業を実施した。

今回、第3次行動計画の3年間の総合的な評価をするため、この間の実施状況及び達成度について、所管部署に対する調査を実施した。この調査結果を踏まえ、推進施策単位に取組状況を確認し、施策の方向ごとに総合的な評価を行った。

施策の方向1 子どもの相談及び救済の充実

（推進施策1～7、具体的な取組30項目）

〈取組状況〉

【推進施策1】

子どもがいつでも安心して気軽に相談できるよう体制や環境の整備を進めます。相談機関の広報については、子どもにわかりやすく、親しみやすいよう工夫して実施します。子ども自身がいじめや体罰・虐待等を受けたときには、SOSを発信できるよう支援します。

インターネット問題に関する窓口の設置や、こどもページ及び各区役所の子ども向けホームページの展開といった、インターネット環境における相談機関の広報が広がった。また、いじめ電話相談では年末年始を含む24時間対応として相談体制を拡充し、人権オンブズパーソンではDVD作成等の新たな広報手段への拡充等に取り組んだ。

しかしながら、平成26（2014）年実施の「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」（以下「実態・意識調査」という。）の結果では、困ったり悩んだりしたときに相談機関のうちどこにも相談しないと回答した子どもが6割以上にのぼっている。子ども自身が安心して、気軽に相談できる一層の環境整備と、子どもにわかりやすい効果的な広報とが強く求められる。

【推進施策2】

子どもの救済にあたっては、子どもの最善の利益の確保の原則に基づき適正な対応に努めます。子どもの権利擁護のための必要な支援と児童相談所の一時保護所をはじめとした施設整備を進めます。

区役所における子ども相談窓口を再編してこども支援室から新設した、児童家庭課内の児童家庭相談サポート担当に、保健師、子ども教育相談員に加え、心理職、社会福祉職、保育士を新たに配置して専門性が強化された。

また、里親委託の拡充など家庭的養護が推進され、要保護児童施設について北部および南部施設の新設や既存2施設の改築を進め、児童の生活環境の改善に取り組んでいる。

【推進施策3】

障害のある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、不登校の子ども、施設等で生活している子ども、虐待を受けた子どもやDV被害者の子ども、性同一性障害等に悩む子ども等、個別の支援を必要とする子どもが置かれている状況に配慮した相談を実施し、救済体制整備に向けた取組を進めます。

障害のある子どもへの精神科医など専門医による支援が進んだが、精神衛生外来診療では人材確保に苦慮し、増え続ける需要に応じきれない事態が生じている。

日本語指導が必要な児童生徒への支援は、区教育担当とも連携しながら、協力者の派遣件数が年々増加しており、一定の成果が見られる。また、適応指導教室（ゆうゆう広場）は5か所から6か所に増設し、学生によるメンタルフレンドも活用しながら、登録児童生徒のうち3割以上が学校復帰などを果たしている。

施設等で生活している子どもに対しては、子どもの声を拾い上げる意見箱の設置等を進め、研修により職員の資質向上に努めたが、子どもが権利への理解をより深められるよう、子どもの権利ノートの一層の活用が求められる。

虐待を受けた子どもやDV被害者の子どもについては、要保護児童対策地域協議会による体制強化や、区保健福祉センターに新設した児童家庭課への専門職増員、その他各区における様々な取組により、子どもの身近な場所での対応力が向上した。

また、新たに始めた性同一性障害等の性的マイノリティの子どもへの対応は、各種広報・啓発活動を推進し、関係機関と連携して個別ケースにも対応することができた。

しかし、どの分野についても言えることは、支援者たりうる人材の不足であり、人材育成などにより人的資源の確保を進める必要がある。

【推進施策4】

子どもへの権利侵害を防止し、被害を回避するために、子どもの権利や子どもの相談・救済に関する社会的な認識を高めるような広報・啓発に努めます。

子どもの権利に関する認識を深めるために、親、教職員等を対象に各局、区役所において条例パンフレットの配布、子育て情報誌の作成、ホームページの活用、各種研修会、講演会の開催など、引き続き種々の情報提供や啓発事業を実施している。

また、保育園、地域子育て支援センター、こども文化センターにおける乳幼児の親子への支援を進め、地域での子育て支援活動を充実させた。

【推進施策5】

学校において、子どもからのSOSを適切に受け止められるよう、教職員の意識の向上を図り、体罰によらない子どもへの対応が徹底されるよう教職員への啓発に努めます。特にいじめや虐待を受けている子どもに対して、学校内外で速やかに対応できるような体制を整備します。

平成22（2010）年度から学校現場に取り入れられた年間6時間の「かわさき共生＊共育プログラム」により、円滑な人間関係や集団形成スキルを学び、子ども同士の関わりや信頼感を高め、いじめや不登校を生まない環境づくりを図った。

また、全市立学校の教職員を対象とした人権尊重教育の研修や、全市立中学校に配置しているスクールカウンセラーへの研修を実施し、意識の向上を図っている。

区こども支援室との連携で区・教育担当による区単位での学校支援が強化され、人権オンブズパーソンや児童相談所等と連携していじめ・虐待等の早期発見・対応につなげることができた。

しかしながら、SOSを発信できずにいる児童生徒も依然として存在することを考えると、一層相談しやすい環境づくりが求められる。

【推進施策6】

区役所を中心とした子どもの生活における身近な場所での相談体制を充実し、子ども自身と子育て中のおとなが安心して相談できる体制を一層充実させ子どもへの権利侵害の防止に努めます。

区役所における相談体制は、こんにちは赤ちゃん訪問等により地域ぐるみの子育て支援が展開されているほか、保健福祉センター児童家庭課の新設によりさまざまな専門職が配置され、乳幼児の親等を中心に生活に身近な場所での相談体制が強化された。

あわせて職員の資質向上のための各種研修や、幼・保・小連携などの子どもに関わる関係機関の連携が推進されている。

また、里親支援やショートステイの周知など、養育支援制度の充実を図った。

子ども自身が相談できる窓口は教育関係機関が中心で、学校以外の身近な場所での充実とは言い難く、今後より相談しやすい環境を整える必要がある。

【推進施策7】

人権オンブズパーソン制度において、子どもが相談しやすい体制を整備し、子どもの最善の利益が確保されるよう相談・救済機能などを充実します。

「人権オンブズパーソン」という名称が子どもになじみにくいため、相談電話窓口の名称をより親しみやすい「子どもあんしんダイヤル」と改訂して、相談カード等により市内全児童生徒に周知した。

また、学校等で人権オンブズパーソンが子どもに直接、制度についてわかりやすく説明する「人権オンブズパーソン子ども教室」の実施や、イラスト等を多用したDVD等の動画及び啓発パネルを新たに作成して、各種啓発活動で活用するなど、こども向け広報を充実させた。

先の実態・意識調査の「川崎市のしくみの認知度」では人権オンブズパーソンは前回調査より1.3ポイント上がってはいるものの、高い数値とは言えず、子どもたちに対して、気軽に安心して相談できることを一層わかりやすく周知する必要がある。

〈総合評価〉

子どもの相談・救済の広報・啓発への取組では、関係する所管部署が制度の仕組みの情報提供において、子どもにわかりやすく、より多くの市民への効果的、効率的な広報をめざして創意工夫をしており、平成26（2014）年実施の実態・意識調査でも9割近い子どもが何らかの相談機関を知っているという結果であった。また、区こども支援室を中心に地域における子どもに関する支援関係機関の連携、調整が行われ、さまざまな部署との連携が進められており、3年間の事業実施目標に向け着実に業務を執行してきた。

相談事業においては、子どもに最も身近な学校とその関係機関において、スクールカウンセラーや適応指導教室（ゆうゆう広場）、24時間電話相談等の各種教育相談事業など、相談体制を充実させた。また、生活に身近な区役所等においては、保健師等のほか心理職・社会福祉職・保育士を配置し、乳幼児の親等を中心に、さまざまな相談に対して高い専門性をもって応じられるような体制作りが進んだ。

子どもの権利侵害の救済機関である人権オンブズパーソンについては、子どもに向けた広報の充実により、認知度が前回実態・意識調査より上がる結果となった。

しかしながら、先の実態・意識調査のアンケート調査では、依然として6割以上の子どもが相談機関のうち「どこにも相談しない」と回答している。

連携するさまざまな関係機関の職員等に対する人権意識の向上に向けた研修をさらに充実させるとともに、子ども自身が安心して、気軽に相談できる環境の整備が強く求められている。

施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進

（推進施策8～13、具体的な取組22項目）

〈取組状況〉

【推進施策8】

川崎市子ども会議を活性化し、行政区子ども会議や中学校区子ども会議等との効果的な連携を図るなど、市政への子どもの意見表明・参加を促進します。

「川崎市子ども会議」では、定例的に集まる中で、子ども自らが課題を見つけ考えて活動して、その内容を市長に報告することができた。また、「かわさき子ども集会」を行政区の子ども会議にも呼び掛けて開催し、意見交換や活動報告を通して交流した。

子ども会議への参加呼びかけの広報については、多くの子どもが参加できるように一

層効果的に取り組んでいく必要がある。また、一部の行政区等にとどまらず、より多くの行政区・中学校区子ども会議との連携を深めることが課題である。

【推進施策 9】

学校等における、子どもの意見表明・参加を促進します。

「学校教育推進会議」や「こども文化センター運営協議会」は全学校・施設に設置されて、子どもの意見が反映され、子どもの参加が促進された。

また、「フリースペースえん」「適応指導教室（ゆうゆう広場）」の他にも、子どもの居場所として「こどもサポート旭町（川崎区）」と「こどもサポート南野川（宮前区）」が開設されて、不登校の子ども等に対して意見表明の支援を行った。

学校の内外で参加の仕組みが整備され、一定の成果はみられるが、さらに検証を進めて、生徒会の充実など、より多くの子どもの意見表明・参加の機会を確保していく必要がある。

【推進施策 10】

地域において子どもが自発的に、文化的、社会的活動に取り組めるよう環境整備に努めます。

「子ども夢パーク」をはじめ、「こども文化センター」「わくわくプラザ」といった地域の子どもの集い遊ぶ施設において、子ども運営会議等により子どもの自発的な参加の場を充実させた。

また、租税、環境、食育、まちづくり、上下水道等の様々な分野における市政に関する出前授業や、防災や消防、舞台芸術といった参加型イベント、生徒会役員選挙への支援など、子どもの社会的活動につながる学習事業が全庁的に実施されている。

全市的な取組のほか、さらに子どもの身近な場で気軽に社会に参加し、学んだり文化的な活動ができる機会を増やす取組が必要である。

【推進施策 11】

児童養護施設などで生活している子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、障害のある子ども、不登校の子ども等、個別に支援を必要としている子どもの意見表明・参加を図るためのサポート体制の整備をさらに進めます。

児童相談所一時保護児童への学習支援、外国籍親子への各種育児支援や、多文化・多言語対応の広報の取組、統合保育・特別支援教育・「障害児タイムケア事業（中高生の放課後支援）」、スクールカウンセラー等を活用した不登校対策推進事業としての「フレ

ンドシップかわさき事業」など、個別に支援を必要としている子どもへの各種サポートを実施した。

しかし、子どもの権利の視点からは、子どもが必要とする個別支援そのものに加え、子どもが意見表明しやすい環境整備や、参加への取組が望まれる。

【推進施策12】

乳幼児が、安心して周りのおとなと関わりがつかれ、子ども同士の交流が持てるような環境を整備し、乳幼児に関わるおとなへの支援を充実します。

子どもに身近な区役所において、子育て講座、未熟児・多胎児等への育児支援、男性育児参加支援などのさまざまな保健事業や、ガイドブックやインターネットなどによる地域子育て情報の発信、地域でのおとなと子どもの交流を広げる子育てイベント等、多岐にわたる子育て支援事業を実施した。

また、子どもに関する相談窓口保健師・心理職・保育士等の専門職を配置して虐待の早期発見に努め、育児に困難を抱える親等へは虐待の重症化防止を図るためにグループミーティング等を実施し、オレンジリボンキャンペーンなどで関係機関とともに児童虐待防止に向けた広報・啓発事業を実施するなど、虐待の未然防止に努めた。

今後は、乳幼児の親等に対しての子どもの権利に関する広報・啓発を充実させ、乳幼児が安心して育つことができる環境整備を強化することが望まれる。

【推進施策13】

子どもの意見表明・参加の意義やその支援のあり方などについての啓発に努めるとともに、子どもに関わる人や支える人を支援します。

子どもの意見表明・参加に関して重要な場である「川崎市子ども会議」において、子どもたちが参加しやすく、話しやすい雰囲気づくりを促進し、子どもの自主的な活動を支援するために、サポーターの養成やスキルアップを図る研修を実施している。

「かわさき子どもの権利の日事業」では、子どもの参加と意見表明をテーマとして川崎市子ども会議のアピールや中学生の人権作文発表などを行う「つどい」を実施したり、事業について幅広く広報されるようにチラシ等の配布方法を工夫したりしている。

また、条例パンフレットの児童生徒への一斉配布や、さまざまな職種の職員への各種研修、保護者向けの家庭教育学級等により、子どもの権利に関する学習機会を提供した。

特に子どもを取り巻くおとなに向けた研修・講座等においては、子どもの意見表明・参加の意義への理解を一層進める必要がある。

〈総合評価〉

それぞれの所管部署は事業の実施にあたって、さまざまな視点から子どもの意見を聴くことに努め、場の提供や環境の整備、受け止める側の職員等への研修、親等への情報提供等、子どもの意見表明・参加の促進に向けて、多岐にわたって取り組んでいる。

平成26（2014）年実施の実態・意識調査では「学校の行事を決めるとき、先生は子どもの意見を聴いているか」についての子どもの回答は、「聞いている」「ときどき聞いている」合わせて89.2%、同じく「家で何かを決めるとき」は合わせて95.7%と、条例施行により施策の中に子どもの権利の視点を取り入れてきた成果であり、子どもの権利を保障するおとな側の子どもの意見表明・参加への理解は一定の広がりを見せている。

しかしながら、同調査において「地域の行事や話し合いに参加することがあるか」についての子どもの回答は、「あまりない」「ない」合わせて81.5%、同じく「地域の行事などを決めるとき、おとなは子どもの意見を聞いているか」に対しては、「あまり聞いていない」「聞いてない」は合わせて27.7%と、地域、ひいては広く社会に向けた意見表明や参加の場はまだ少なく、一層の継続的な広報・啓発の取組が必要である。

施策の方向3 子どもの居場所づくりの推進

（推進施策14～17、具体的な取組13項目）

〈取組状況〉

【推進施策14】

子どもが利用する施設においてその運営や事業等への、子どもの参加を一層進めます。また、子どもが安心して過ごせるよう居場所の環境の整備を進めます。

居場所としての関係施設において、子どもが施設運営に主体的に関われる各種会議を設置して子どもの参加を促進した。

「こども文化センター」及び「わくわくプラザ」の施設整備の他、児童養護施設入所児に対し「子どもの権利ノート」の配布や意見箱等の設置によりSOSを発信しやすい環境を整え、より安全・安心に配慮した環境を整備した。

また、「地域子育て支援センター」や保育所・こども文化センターにおいてさまざまな子育て支援事業を進め、乳幼児にとって安心して過ごせる居場所づくりに取り組んだ。

今後は「こども文化センターだより」等でそれぞれの施設における子どもの参加への取組等を効果的に広報することにより、子どもの居場所への理解を深めたい。

【推進施策 15】

地域における中学生・高校生世代の子どもの居場所づくりを推進します。

こども文化センターへの音楽室の設置や、子ども夢パークにおける音楽スタジオの管理運営への子どもの参加では、音楽が中高生の居場所づくりに重要な要素となっている。

舞台芸術活動に関するワークショップや、公募実行委員による「青少年フェスティバル」の企画・運営など、青少年が主体的に文化・芸術活動に参加することができる事業も実施されている。

今後もより多くの中高生世代が関われるよう、効果的な広報が必要である。

【推進施策 16】

不登校の子どもが安心していただけることのできる場づくりを進め、学校・地域・社会への参加に向けた支援に努めます。

不登校の児童生徒の学校復帰の支援場所としての「適応指導教室（ゆうゆう広場）」を6か所に拡充し、子どもたちに年齢の近い学生ボランティア「メンタルフレンド」の活用により、より多くの子どもに広場における安定した環境を提供することができた。

また、不登校対策推進事業「フレンドシップかわさき」の一環として設置されている「不登校対策連絡協議会」を活用し、学校と不登校対策に関わる関係機関との連携を進めて、不登校になやむ児童生徒やその保護者への支援に広く取り組んだ。

増加する不登校児童生徒を支援機関につなげるための効果的な広報や、対応する支援者の人材育成等に課題がある。

【推進施策 17】

子どもが利用する施設等のバリアフリー化を進め、子ども同士、保護者の交流が進み障害のある子どもが活動しやすい環境を整備します。

こども文化センターの老朽化施設の改修やバリアフリー化、わくわくプラザの低層階への移動、学校へのエレベータ設置等を進めた。

また、地域においては障害特性に応じた療育支援や福祉サービスを提供し、障害児タイムケア事業として障害のある中高生をこども文化センター等の公共施設で預かり、集団活動を通じた放課後支援を充実させた。学校においては個別のニーズに応じて、特別支援をうける障害のある子どもと通常学級の子どもの地域との交流を進めた。

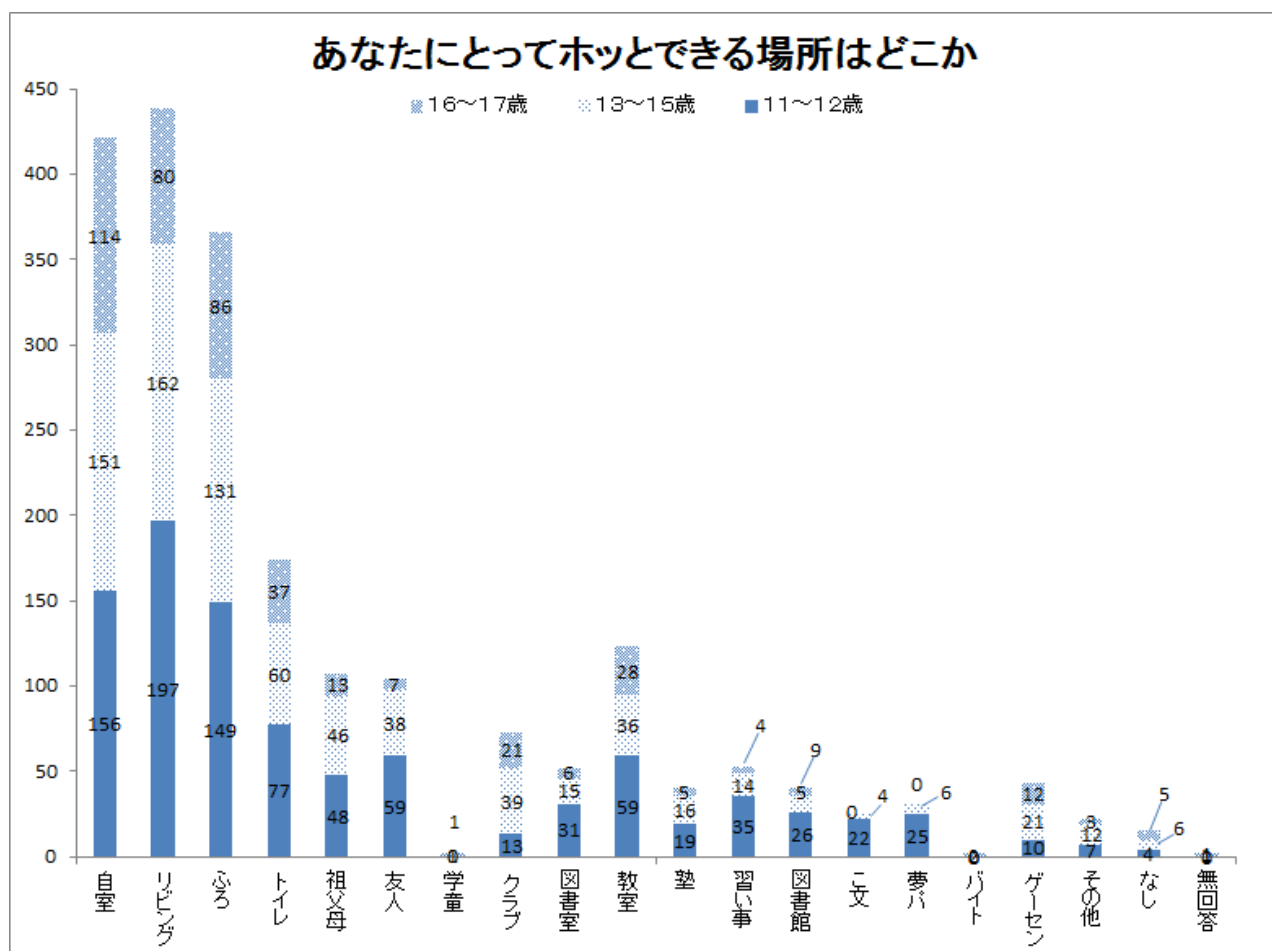
今後も施設整備を継続しながら、地域や子ども間の相互交流を図り、個別支援を基本として、障害のある子どもにも活動しやすいような環境を整備していく。

〈総合評価〉

条例施行後、子どもが日常利用する施設において、その運営に子どもが参加し、その意見が反映されるような仕組みづくりが整備されて、子どもが安心して利用しやすい環境が進められてきた。さらに、不登校や障害のある子どもなど個別の支援を必要とする子どもたちが安心できる居場所づくりも進められている。

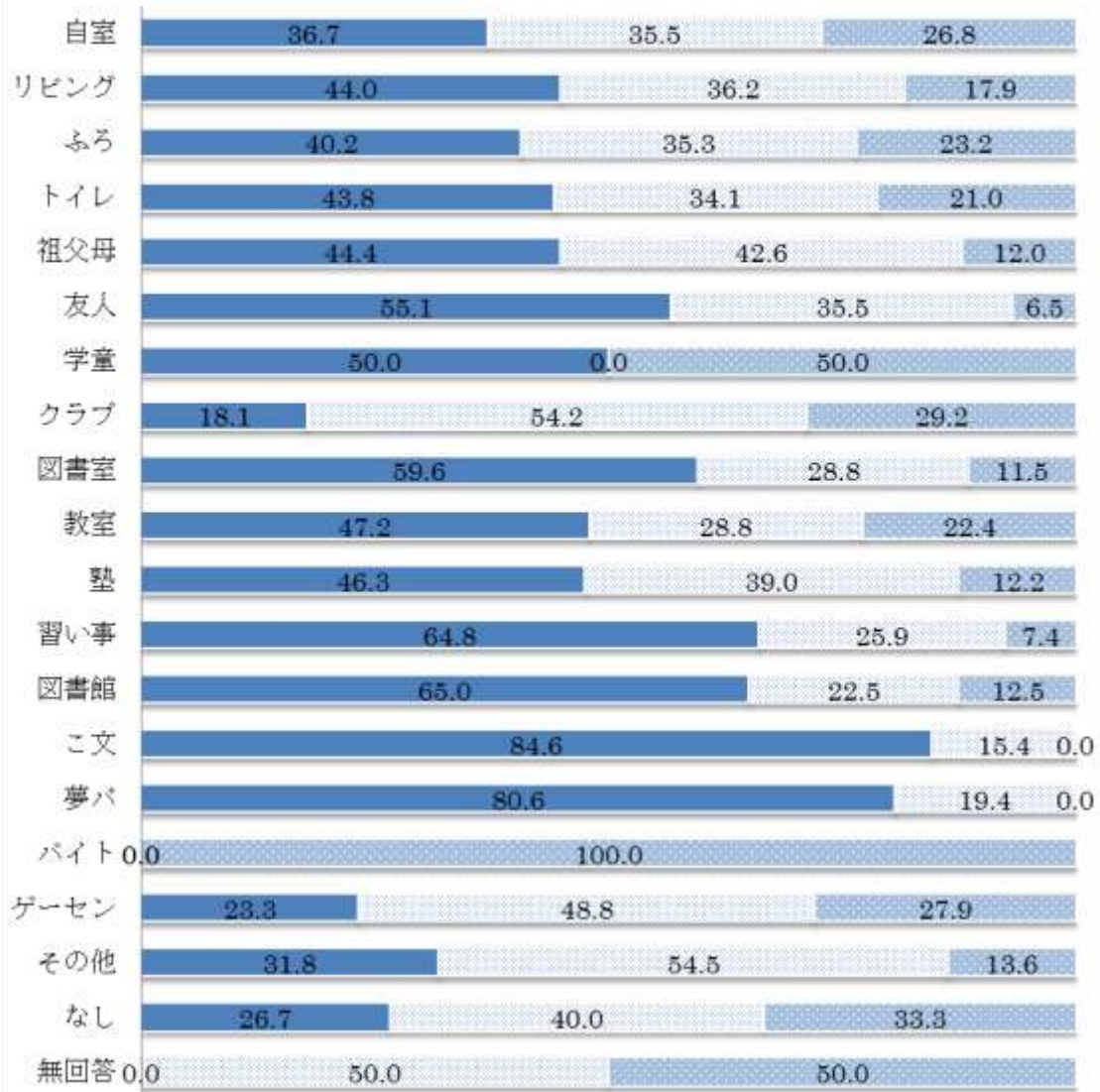
平成26（2014）年実施の実態・意識調査では「あなたにとってホッとできる場所はどこか」（複数回答）について、上位3か所は「居間・リビング」「自室」「風呂」と、身近な『うち』の中の場所を答えた子どもがそれぞれ半数以上を占めている。そのあとはだんだん身近な場所から離れた『外』の場所が挙げられ、最後の方に「こども文化センター」や「子ども夢パーク」などの公的施設が入る（いずれも5%未満）。ここで、この2か所を挙げている子どもの年代を見ると、その8割以上は小学生であり、中高生はほとんど挙げていない。中高生世代の家や学校以外での居場所の確保は大きな課題と言える。

また、文部科学省児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によると、平成24（2012）年度における川崎市内の公立学校における不登校児童生徒数は1,220人にのぼり、こちらもお一層の取組が必要である。



(年代別割合)

■ 11～12歳 ■ 13～15歳 ■ 16～17歳



施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上

(推進施策18～20、具体的な取組15項目)

〈取組状況〉

【推進施策18】

子どもが子どもの権利について学習ができるよう条件整備と支援を進めます。
特に学校における権利学習を進めます。

さまざまな事業所管課がそれぞれ工夫を凝らしてホームページを作成し、事業や制度等の情報をインターネットで配信しているが、さらなる周知や子どもに親しみやすくわかりやすいページの作成が望まれる。

川崎市子ども会議への子どもの権利に関する学習支援の他、特に学校における権利学習には力を入れている。CAPプログラム事業の実施や、権利学習教材の改訂等により、子どもが権利について学習しやすくし、「子どもの権利に関する週間」に向けた教員向け資料の活用促進や、保護者及び地域住民への学校公開等を実施した。

今後も子どもが権利について理解を深められるよう、権利学習について効果的に推進していく必要がある。

【推進施策19】

個別の支援を必要とする子どもが子どもの権利について気づいたり学んだりできるように支援します。

日本語指導を必要とする児童生徒に対して、日本語指導等協力者を派遣し、区教育担当と連携して支援を充実させた。

また、児童養護施設等の入所措置児童に配布する「子どもの権利ノート」に人権オンブズパーソン行き郵送用封筒を添付して相談方法を周知し、入所児童の権利擁護を図った。

不登校の子ども、障害のある子ども等についても個別の支援が必要であり、それぞれの状況に応じて子どもの権利に関する学習ができる環境を、整備していく必要がある。

【推進施策20】

学校や社会教育の実践及び母子保健事業等により、おとなを対象とした子どもの権利に関する学習を進めるなど啓発を進めます。また、子どもの権利について理解を深めるため、職員に対する啓発及び研修を充実させます。

かわさき子どもの権利の日事業の市民を巻き込んでの実施や、学校における子どもの権利に関する週間での地域への学校公開を進め、新たに作成した子どもにもわかりやすいマンガ入り条例リーフレット等を学校以外にも地域の子育てイベントや各種研修・講座等で多くの市民に配布した。

また、さまざまな子どもに関わる関係機関や市民グループとの連携の中でも、研修や情報提供により子どもの権利への意識向上に努めている。

今後もさまざまな事業所管課が実施する職員向け研修や市民向け講座等で、子どもの権利に関する啓発を進める必要がある。特に児童虐待相談・通告件数が年代別で半数を占める乳幼児の保護者に対しては、母子保健事業等を通して子どもの権利への理解を広めていくことが強く求められる。

〈総合評価〉

学校における権利学習資料は見直しを重ね、より一層児童生徒にわかりやすく、教師が活用しやすいものに内容が工夫されてきた。一斉配布される条例パンフレットも、低学年にもわかりやすいマンガ入りリーフレットを作成して年齢と人数において配布対象を広げた。

教職員や施設職員の子どもの権利への意識の向上に向けた研修等の充実や、関係機関及び市民グループへの情報提供等にも継続して取り組んでいる。

平成26（2014）年実施の実態・意識調査では、条例について「知っている」「聞いたことがある」を合わせた回答は、子どもが45.0%で6.4ポイント上昇したが、おとなは31.9%で6.1ポイント、職員は95.2%で2.0ポイントそれぞれ下降しており、おとなへの子どもの権利への意識の向上は大きな課題となっている。

それぞれの事業の中に子どもの権利の視点を持ち、より幅広く効果的な広報・啓発の取組が強く求められる。